

議案第186号

上越市清里活性化交流施設条例の一部改正について

上越市清里活性化交流施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市清里活性化交流施設条例の一部を改正する条例

上越市清里活性化交流施設条例（平成16年上越市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表使用料（1時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（1時間につき）
1室につき 680円
1室につき 120円
110円
210円
510円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。